

瀬戸市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和7年4月24日(木) 午後2時から午後3時

2 開催場所 瀬戸市役所大会議室

3 出席委員

農業委員

1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光
8番 長江 和春
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清 欠
8番 山田 泰司

(出席 19 欠席 1)

4 議事日程

第22号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第23号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第24号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第25号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第26号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第27号議案	農用地利用集積計画の変更について	5 件
第28号議案	「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表」について	1 件
報告第13号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について	1 件
報告第14号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	7 件
報告第15号	青年等就農計画の変更の審査に係る意見聴取について	1 件

議長	ただ今より瀬戸市農業委員会４月定例会を開会いたします。 本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。 なお、推進委員の７番 松原 清（まつばら きよし）委員 より、欠席の連絡が入っております。
議長	続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、 １２番 横道 厚子（よこみち あつこ）委員、 ２番 井上 俊英（いのうえ としひで）委員を指名いたします。
議長	（第２２号議案） では、これより議事に入ります。「第２２号議案 農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本議案については、矢野委員が関係者となるため、矢野委員には議事から外れていただきます。それでは、矢野委員ご退席をお願いいたします。
議長	それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「^{くさち}草地」の１筆で、面積は７㎡です。今後は畑として利用予定です。 当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していた渡人と、規模拡大を希望していた受人とで話がまとまり、本申請に至りました。受人は、瀬戸市内において合計約１２，４１８㎡の農地を耕作しており、通作条件等も問題ありません。担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えま

す。第２２号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第２２号議案について、ご質疑はございませんか。

高島委員 7㎡のみの農地だが、本当に利用予定があるのでしょうか。

事務局 管理に苦慮していた渡人が、受人へ農地を引き受けてもらいたい思いがあり、相談されて成立した事案です。

議長 推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第２２号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第２２号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第２３号議案)

議長 続きまして、「第２３号議案 農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「田」の１筆で、面積は688㎡です。今後は田として利用予定です。

当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していた渡人と、規模拡大を

希望していた受入とで話がまとまり、本申請に至りました。受入は、瀬戸市内において合計約1,514㎡の農地を耕作しており、通作条件等も問題ありません。担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第23号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第23号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第23号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第24号議案)

議長

続きまして「第24号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、26号議案と関わりのある申請となりますので、事務局から同時に説明していただき審議を行いたいと思います。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局

まず２６号議案について説明します。

本件は計画の変更が見込まれたため、一度取下げになっていた案件で、申請地は、登記地目、現況地目共に田の１筆で、面積は９０９㎡、目的は太陽光発電設備の設置です。立地基準は、市街化区域相当の区域から５００ｍ以内にある１０ha未満の農地で、いわゆる「市街地近傍小集団農地」であるため、第２種農地に該当します。申請地の周辺は北が太陽光発電用地、東が道路、西と南が田です。

近隣農地への防除については、西と南に小堤を設置し、太陽光パネルの周囲をフェンスで囲み土砂等の流出を防止します。排水は雨水のみで、申請地西側に調整池を新設し西側農地の畔の地中に配管を通して水路へ排水します。第２４号議案は、この西側農地への暗きょ管理設に係る区分地上権設定のための申請で、面積は１．４㎡です。

農地の地中に排水管を埋設する場合、農地法３条による許可を受ける必要があるため、本申請が農地法５条の申請と合わせて提出されたもので、許可できるものと考えます。

第２４号議案、２６号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第２４号議案、第２６号議案について、ご質疑はございませんか。

長江委員

第２６号議案について、排水の承諾は取られていますか。

事務局

農事組合からの排水承諾が提出されています。

高島委員

農業委員会で提出のあった、計画書と異なる施工がされ、最終的に近隣の農家が泣き寝入りしなければならないケースがあるが、それに関して事務局での対応は可能でしょうか。

事務局	農地法上、周辺農地への影響がない範囲での計画の変更であれば、完了届に含めて提出され、認められます。しかし、大幅な計画変更により、周辺農地への影響がある場合は、計画の変更が必要となるため、そのような事例があれば、地区の農業委員とも連携しつつ対応していきます。
作石委員	工事後に周辺農地への影響が問題となることを未然に防ぐため、地元住民にも工事の進捗を確認してもらいたいです。
武田委員	私の地区では、地元住民と連携し、情報共有をしています。委員も定期的に進捗を確認すべきです。
武田委員	工事期間は水田の給水に影響はありませんか。
長江委員	バルブ給水を行っているため、影響はないと思われます。鳥原地区の生産組合に確認しております。
議長	推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。
江尻委員	草刈り等の管理が徹底されない場合は、事務局より土地所有者への連絡等の対応をしてもらえますでしょうか。
高島委員	当初の相談時点で、周辺農地へ影響がないように、適切に土地を維持していけるか、忠告してもらえないでしょうか。
事務局	適切な管理を行うように、土地所有者に向けて指導を行っていきます。
議長	その他にご意見はございませんでしょうか。
議長	特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。

第24号議案、第26号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第24号議案、第26号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第25号議案)

議長 続きまして、「第25号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「草地」の1筆で、面積は665㎡です。転用目的は、資材置場と駐車場です。

立地基準は、街区に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北が道路、東が宅地、南が水路、西が既存の資材置場です。

近隣農地への防除については、南側に小堤を設置するため、近隣農地への支障はありません。

排水は、西側の既存資材置場の北西に柵があり、柵に向かって勾配があるため、柵から北側の川に排水します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第25号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第25号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第25号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第27号議案)

議長

続きまして、「第27号議案 農用地利用集積等促進計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

本件は、農地の利用権を設定するため、貸手^{かして}及び借手^{かりて}の双方から農用地利用集積等促進計画が提出されました。まず、番号1は、地域計画の区域内であることから、本農業委員会の意見を求められているものです。なお、地域計画の変更については事務局で確認します。

番号1の農地は、新規の利用権設定です。借手は農業塾を卒業^{かりて}しており、利用権設定することに支障はありません。

次に、番号2以降は、地域計画の区域外であることから、本農業委員会から愛知県農業振興基金へ農用地利用集積等促進計画を定めるべきとして要請するものです。なお、瀬戸市からは当該計画について「意見なし」と聞いております。

番号2から番号4までは^{かりて}借手が同じで、営農箇所の拡大の利用権設定です。
^{かりて}借手は他の場所で既に農地を所有しており、利用権設定することに支障はありません。

番号5の農地は、新規の利用権設定です。^{かりて}借手は市民菜園を3年以上優良利用している方で、利用権設定することに支障はありません。

なお、5件すべて、愛知県農業振興基金を通じて貸付けるもので、面積等は記載のとおりです。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積等促進計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第27号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第27号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第27号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第28号議案)

議長

続きまして「第28号議案 「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を議題といたします。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局

こちらは、「令和4年2月2日付農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等について」第1の5に、農業委員会は、毎年度、6月末までに本様式を取りまとめ、公表しなければならないとされており、承認をいただきましたらインターネットにより公表するものになります。では、概要をご説明いたします。

今回は、昨年度の結果のまとめであり、主に「実績」の項目について説明します。まずローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」は、1年前の状況がそのまま記載されています。お目通しください。続いてローマ数字Ⅱ「最適化活動の実施状況」の③実績をご覧ください。担い手への新規集積面積は2.7haございました。続いて(2)遊休農地の発生防止・解消の③実績をご覧ください。既存遊休農地は0.5ha、前年度新規発生した遊休農地は0.4haの解消が確認できました。続いて(3)新規参入の促進の③実績をご覧ください。1番上の欄、3.4haというのは、瀬戸市の農地バンクに新規登録があった農地の合計面積です。今後も積極的に登録を促していきたいと考えていますのでよろしくお願いします。続いて、2最適化活動の活動目標の(3)新規参入相談会への参加の②実績をご覧ください。令和6年度は、6名の新規就農希望者に対し推進委員や農業委員の皆様との面談を実施しました。参加いただいた委員の皆様ありがとうございました。続いてその下の、推進委員等の点検・評価結果ですが、国の設定している評価のラインが非常に高く、記載のような結果となっております。ご承知おきください。続いて裏面、ローマ数字Ⅲの事務の実施状況ですが、昨年度の農地法3条や転用の件数等が記載されています。お目通しください。以上、概要説明させていただきました。皆様のご協力があって、このような成果が出ております。本当にありが

とうございます。今後とも、よろしくお願いします。第２８号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第２８号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第２８号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第２８号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第１３号、１４号 農地法第４条第１項第７号の届出については１件、農地法第５条第１項第６号の届出については７件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第１５号 青年等就農計画の変更の審査に係る意見聴取についてですが、認定新規就農者の方から計画変更の申請が瀬戸市長宛てに提出されまし

た。変更点は資料のとおりです。農業委員会としての意見を求められましたので、「意見なし」と「認定農業者として適当」の回答をしましたことを報告します。

報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございませんか。

(質疑なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会4月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。